

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分1）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における水戸税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出をするため、不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

水戸税務署及びJR水戸駅からそれぞれ半径3km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

確定申告会場で使用する部屋は以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場及び控室の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 会場内には、終日、警備会社によるセキュリティシステムが作動可能な状態であること。

ハ 会場への来場者とその他の用務での来場者とが分離できる構造であること。なお、分離できる構造でない場合は、来場者を分離できるような設備の設置が可能であること。

ニ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等水戸税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

ホ 施設への出入等について、十分な誘導體制が確保されていること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) その他の条件等

イ 光熱費その他当該業務に必要な費用については、別途協議する。

ロ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ハ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

(1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、水戸税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等		規 格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場	会場は1室以上で面積が計680㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月7日（金）～令和7年3月18日（火）	40日間	午前7時30分から 午後6時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン80台程度、プリンタ10台程度の設置が可能な電源を確保できること。 又は、増設可能であること。 ③会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。 ④インターネット接続環境（光回線又はADSL回線）の整備が可能であること。 ⑤会場内の設備等については、賃貸借期間中利用が可能であること。
2	控室	控室は1室以上で面積が計170㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で計170㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月7日（金）～令和7年3月18日（火）	40日間	午前7時30分から 午後6時	可能な限り会場と隣接していること。

※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。

※2 会場の使用日は、賃貸借期間中の平日、令和7年2月23日（日）又は令和7年3月2日（日）、令和7年3月9日（日）又は令和7年3月16日（日）のうち、1日間とする。

※3 会場の使用日のうち、令和7年2月7日（金）から令和7年2月14日（金）、令和7年3月18日（火）が準備・移設日である。
なお、準備・移設日については午前8時から午後6時までの使用とする。

※4 会場は、賃貸借期間中利用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分2）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における日立税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出をするため、不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

（1）立地条件

日立税務署又はJR日立駅から半径3km以内に所在すること。

（2）施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 確定申告会場への出入口は2ヵ所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ホ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等、日立税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能で、その搬入経路が確保されていること。

（3）設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

（4）その他の条件等

イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。

ロ 光熱水費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。

ハ 施設が確定申告会場である旨、広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ニ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

（1）受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務に

において知り得た秘密を厳守しなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、日立税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等		規 格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場	会場は1室以上で面積が計300㎡以上であること。なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月10日（月）～令和7年3月18日（火）	37日間	午前8時から午後7時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン40台程度、プリンタ8台程度の設置が可能な電源を確保できること。又は、増設可能であること。 ③インターネット接続が可能な環境であること。 ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。
2	研修会場	会場は1室以上で面積が計50㎡以上であること。なお、会場が2階以上の場合には、原則として、研修を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月7日（金）	2日間	午前8時から午後5時	①暖房設備が整備されていること。 ②30人以上の人員が収容可能であること。 ③インターネット接続が可能な環境であること。

- ※1 不測の事態が生じた場合には、日立税務署の総務課長からの申出により使用時間の延長が可能であること。
- 2 会場の使用日は、賃貸借期間中の平日とする。
- 3 令和7年3月18日（火）のみ、使用時間を午前8時から午後5時までとする。
- 4 令和7年2月10日（月）から2月14日（金）が移設及び準備日であり、3月18日（火）が撤去日である。
- 5 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分3）

2 目 的

令和6年分所得税・消費税及び贈与税の確定申告期における土浦税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出を目的として不特定多数の者が来場する。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

土浦税務署又はJR土浦駅から半径3km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

イ 会場等の面積は、別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 会場内には、終日、パソコン及び確定申告相談に必要な備品等を留め置くこととしており、施錠可能であること。

なお、会場が独立した部屋でない場合は間仕切り等で区分し、施錠可能な会場として使用できること。

ハ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等土浦税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

ニ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ホ 確定申告会場内には、終日、警備会社によるセキュリティシステムが作動可能な状態であること。

ヘ 確定申告会場への出入り口は2か所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) その他の条件等

イ 施設の警備について、当局の基準を満たさない場合は、土浦税務署が別途契約により調達する警備員の配備が可能であること。

ロ 光熱費その他当該業務に必要な費用負担については、別途協議する。

ハ 施設が確定申告会場である旨、広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ニ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、土浦税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等	規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備等の条件
1 会場	会場は1室以上で面積が計400㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月5日（水）～令和7年3月18日（火）	43日間	午前8時30分から午後10時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン50台程度、プリンタ5台程度の設置が可能な電源が確保できること。または、必要に応じて電源増設工事に対応できること。 ③設置するパソコンが利用可能なインターネット接続環境の構築に対応できること。 ④賃貸借期間内の指定する日（7日間）に清掃を行うこと。 ⑤会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。
2 トイレ	会場に隣接したところに男女別のトイレを確保できること。	令和7年2月5日（水）～令和7年3月18日（火）	43日間	午前8時30分から午後10時	
3 休憩場所	控室及び休憩用スペースとして、1室以上計100㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で1室以上、計100㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月5日（水）～令和7年3月18日（火）	43日間	午前8時30分から午後10時	可能な限り会場と隣接していること。

【その他事項】

- ※1 賃貸借期間内において、不測の事態が生じた場合には、責任者からの申し出により使用時間の延長が可能であること。
- ※2 会場の使用日は、賃貸借期間中の平日及び平日以外の指定する日（1日間）とする。
- ※3 会場の使用日のうち、令和7年2月5日（水）～令和7年2月14日（金）は備品等の搬入日とし、令和7年3月18日（火）は備品等の搬出日とする。
- ※4 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分4）

2 目 的

令和6年分所得税及び消費税確定申告期における宇都宮税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出をするため不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

（1）立地条件

宇都宮税務署又はJR宇都宮駅から半径3km以内に所在すること。

（2）施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 確定申告会場への出入口は2か所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 会場隣接地又は周辺に200台以上の駐車場が確保できること。

ホ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ヘ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等宇都宮税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

（3）設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおり。

（4）その他の条件等

イ 光熱費・その他当該業務に必要な費用が発生する場合には、別途協議の上、負担割合を決定する。

ロ 駐車場利用者に対する駐車場利用料については、無料とすること。

ハ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ニ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、宇都宮税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等	規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
会場	会場の面積が330㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月10日（月）～令和7年3月18日（火）	37日間	午前8時から午後6時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン計40台程度、プリンタ計10台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③パソコン計40台については、インターネット接続に対応できること。

※1 不測の事態が生じた場合には、宇都宮税務署の担当職員からの申出により使用時間の延長が可能であること。

なお、延長時間は1時間程度とし、延長実施日は6日間を想定している。

※2 会場の使用日は、賃貸借期間中の平日、令和7年2月16日（日）又は令和7年2月23日（日）、令和7年2月24日（月）又は令和7年3月2日（日）又は令和7年3月9日（日）のうち、1日間とする。

※3 会場の使用日のうち、令和7年2月10日（月）、令和7年2月12日（水）、令和7年2月13日（木）、令和7年2月14日（金）及び令和7年3月18日（火）が準備・移設日である。

なお、準備・移設日については午前9時から午後5時までの使用とする。

※4 会場は、賃貸借期間中、使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分5）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における栃木税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出をするため不特定多数の者が来場する。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

（1）立地条件

栃木税務署又はJR栃木駅から半径3km以内に所在すること。

（2）施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 確定申告会場への出入口は2か所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 確定申告会場の隣接地又は周辺に50台以上の駐車場が確保されていること。

ホ 確定申告会場内には、終日、警備会社によるセキュリティシステムが作動可能な状態で構築されていること。

へ 確定申告会場への来場者とその他の用務での来場者を分離できる施設の構造となっていること。

なお、分離できる構造でない場合は、来場者が分離できるような設備の設置が可能であること。

ト パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等栃木税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

（3）設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

（4）備品等

音響用設備一式（受付時間案内用CDが会場全体に放送可能な設備）については、受託者（貸主）が用意すること。

（5）その他の条件等

- イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。
なお、賃貸借期間終了後の清掃は、栃木税務署が行うこと。
- ロ 水道光熱費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。
- ハ 来場者用駐車場利用料については、無料とすること。
- ニ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。
- ホ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、栃木税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等	規 格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
会場	会場は面積が450㎡以上であり、会場内に間仕切り等で80㎡以上の控室を設置できること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から 午後7時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン18台程度、プリンター5台程度、コピー機1台程度、その他必要な備品の設置が可能となる電源が確保できること。 なお、電力確保のための配電盤等の施設工事を行う必要がある場合は、会場来場者が配電盤等に触れることのないよう、当該配電盤に安全対策を施した使用であることとし、かつ、賃貸借期間前にその工事を完了できること。 ③インターネットの接続が可能な環境（光回線）であること。 ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（500ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。 ⑤電話回線を1回線以上確保できること。

※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長を決定できるものとする。

※2 会場の使用日は、賃貸借期間中の土日、祝日を除く24日間とする。

※3 会場の使用日のうち、令和7年2月12日（水）、令和7年2月13日（木）、令和7年2月14日（金）及び令和7年3月18日（火）が準備・移設日である。
なお、準備・移設日については午前8時から午後8時までの使用とする。

※4 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分6）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における鹿沼税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出をするため、不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

鹿沼税務署又はJR鹿沼駅から半径3km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

なお、会場は車椅子での入場が可能であること。

ロ 会場内には、賃貸借期間中、パソコン及び確定申告相談に必要な備品等を留め置くこととしており、施錠可能であること。

ハ 確定申告会場への来場者と、その他の用務での来場者とを、分離できる施設の構造となっていること。

ニ パソコン、プリンタ、ラック及びパーテーション等、鹿沼税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能で、その搬入経路が確保されていること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) 備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意すること。

イ 長机（W1800×D600×H700mm程度）：85台

ロ 椅子（背もたれ付）：80脚

ハ 音響用設備・器具（ワイヤレスマイク・スピーカー等）：一式

(5) その他の条件等

イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。

ロ 光熱費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。

- ハ 施設が確定申告会場である旨周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。
- ニ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。
- ホ AED（自動体外式除細動器）が利用できる状態であること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、鹿沼税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等		規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場	会場の面積が計300㎡以上であること。	令和7年2月13日（木）～令和7年3月18日（火）	34日間	午前8時から午後6時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、ノート型パソコン16台程度、プリンタ6台程度、加湿器及び空気清浄機各16台程度、モノクロ複合機1台の設置が可能な電源を確保できること。 ③インターネットに接続が可能な光回線が使用可能であること。 ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。
2	控室	控室は、面積が計50㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切等で計50㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月13日（木）～令和7年3月18日（火）	34日間	午前8時から午後6時	①可能な限り会場に隣接していること。 ②暖房設備が整備されていること。
3	駐車場	会場隣接地又は周辺に40台以上の駐車確保できること。	令和7年2月13日（木）～令和7年3月18日（火）	34日間	午前8時から午後6時	駐車場利用料については、無料とすること。

※1 不測の事態が生じた場合には、責任者からの申出により使用時間の延長が可能であること。

2 会場及び控え室の使用日は、賃貸借期間中の平日とする。

なお、午前8時から9時、午後5時から6時については準備時間として使用する。

3 会場及び控え室の使用日のうち、令和7年2月13日（木）、令和7年2月14日（金）が移設・準備日である。

4 会場及び控え室の使用日のうち、令和7年3月18日（火）が片付け・撤去日である。

なお、片付け・撤去日については午前8時から午後5時までの使用とする。

5 会場及び控え室は、使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しをしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分7）

2 目 的

令和6年分所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告期における高崎税務署の申告相談会場として使用することを目的とする。

なお、申告相談会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出をするため不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

高崎税務署又はJR高崎駅から半径3km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

申告相談会場等で使用する部屋は以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 申告相談会場への出入口は2か所以上とし、バリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ホ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子など高崎税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

ヘ 会場隣接地又は周辺に200台以上の駐車場が確保できること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) 備品

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意すること。

イ 長机（W1800×D450×H700mm程度）：20台程度

ロ 椅子（背もたれ付）：200脚程度

(5) その他の条件等

イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。

ロ 水道光熱費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。

ハ 駐車場利用料については、無料とすること。

ニ 施設が確定申告期における高崎税務署の申告相談会場である旨広く納税者に周知す

るため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ホ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、高崎税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等	規 格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
会場	会場は1室以上で面積が計400㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う際に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月7日(金)～令和7年3月18日(火) (「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。)	40日間	午前8時から 午後6時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン70台程度、プリンタ15台程度の設置が可能な電源を確保できること。 (パソコン1台：70W程度、プリンタ1台：1,200W程度) ③会場内は、一般的な筆記等を行うための照度(300ルクス以上)が確保できる照明設備が整備されていること。 ④インターネットの接続が可能な環境であること(ワイヤレスLAN不可)。

※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。

※2 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者(社)への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分8）

2 目 的

令和6年分所得税及び消費税並びに贈与税の確定申告期における伊勢崎税務署の確定申告相談会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出をするため多数の者が来場する。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

（1）立地条件

伊勢崎税務署又はJR伊勢崎駅から半径3km以内に所在すること。

（2）施設の条件

申告相談会場、控室及び駐車場については、以下の条件を満たすものであること。

イ 申告相談会場及び控室の面積は、別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 申告相談会場への出入口は2か所以上とし、申告相談会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 会場隣接地又は周辺に200台以上の駐車場が確保できること。

ホ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ヘ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等伊勢崎税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

（3）設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

（4）備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意すること。

イ 長机（W1,800×D900×H700mm程度）：20台程度

ロ 椅子（背もたれ付）：50脚程度

ハ 展示パネル：10基

ニ 展示パネル用ライト：6本

（5）持ち込み備品

次に掲げる器具の光熱費については、契約金額に含むものとする。

イ パソコン20台程度

- ロ プリンタ 5 台程度
- ハ コピー機 2 台程度
- ニ HUB12 台程度
- ホ 加湿機能付空気清浄機 5 台程度

(6) その他の条件等

- イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。
- ロ 上記 4（5）以外の光熱水費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。
- ハ 駐車場利用料については、契約金額に含むものとする。
- ニ 施設が申告相談会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。
- ホ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条及び同施行令第 2 条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な執務環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、伊勢崎税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等		規 格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場	会場は2室以上で面積が計165㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月7日（金）～令和7年3月18日（火） （「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。）	40日間	午前8時30分から 午後5時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン20台程度、プリンタ5台程度の設置が可能な電源を確保できること。 （パソコン1台：75W程度、プリンタ1台：960W程度） ③会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。 ④インターネットの接続が可能な環境であること（ワイヤレスLAN不可）。
2	控室	控室は2室以上で面積が計70㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で2室以上、計70㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月7日（金）～令和7年3月18日（火） （「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。）	40日間	午前8時30分から 午後5時	①飲食可能であること。 ②可能な限り会場と隣接していること。

※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。

※2 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

※3 会場の使用日のうち、令和7年2月7日（金）、令和7年2月10日（月）、令和7年2月12日（水）、令和7年2月13日（木）及び令和7年2月14日（金）が準備・移設日、令和7年3月18日（火）は撤去日である。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分9）

2 目 的

令和6年分所得税・消費税及び贈与税の確定申告期における川口税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出を目的として不特定多数の者が来場する。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

川口税務署又はJR川口駅から半径3km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

イ 会場等の面積は、別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 会場内には、終日、パソコン及び確定申告相談に必要な備品等を留め置くこととしており、施錠可能であること。

ハ 確定申告会場への来場者と一般の来場者を分離できる施設の構造となっていること。

ニ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等川口税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) 備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）で用意すること。

イ 長机（W1800mm×D450mm×H700mm程度）：100台程度

ロ 椅子（背もたれ付）：300脚程度

ハ 会議用ホワイトボード：3台

ニ 傘袋掛け：1台

(5) その他の条件等

イ 施設の警備について、当局の基準を満たさない場合は、当局が別途契約により調達する警備員の配備が可能であること。

ロ 光熱費及び清掃等その他当該業務に必要な費用負担については、協議する。

ハ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ニ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、川口税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等		規格	利用期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場	会場は2室以上で面積が計550㎡以上であること。 隣接する400㎡以上のスペースがあること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月10日（月）～令和7年3月18日（火）	37日間	午前8時から午後8時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン120台程度、プリンタ10台程度、スタンド式蛍光灯10台程度、コピー機2台程度及びシュレッダー1台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③パソコン120台程度については、インターネット接続に対応できること。 ④利用期間内の指定する日に清掃を行うこと。 ⑤会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。
2	控室	控室は2室以上で面積が計65㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で2室以上、計65㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月10日（月）～令和7年3月18日（火）	37日間	午前8時から午後8時	①暖房設備が整備されていること。 ②可能な限り会場に隣接していること。
3	トイレ	各会場及び控室に隣接したところに男女別のトイレを確保できること。	令和7年2月10日（月）～令和7年3月18日（火）	37日間	午前8時から午後8時	使用日には毎日清掃を行うこと。

※1 不測の事態が生じた場合には、責任者からの申し出により使用時間の延長が可能であること。

※2 会場及び控え室の使用日は、賃貸借期間中の平日及び平日以外の指定する日（1日間）とする。

※3 会場及び控室の使用日のうち、令和7年2月10日（月）、令和7年3月18日（火）は移設日であり、会場搬出入時の警備が確保できること。

※4 会場及び控室は、使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分10）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における浦和税務署及び大宮税務署の合同申告相談会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出を目的として不特定多数の者が来場する。

3 会場の賃貸借期間及び使用時間

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

JR京浜東北線「浦和」駅から「大宮」駅までの各駅のうちいずれかの駅から徒歩15分以内又は半径1.0km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

イ 会場等の面積は、別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 会場内には、終日、パソコン及び確定申告相談に必要な備品等を留め置くこととしており、施錠可能であること。

ハ 申告相談会場への来場者と一般の来場者を分離できる施設の構造となっていること。

ニ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等浦和税務署及び大宮税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) その他の条件等

イ 施設の警備について、浦和税務署及び大宮税務署の基準を満たさない場合は、浦和税務署及び大宮税務署の職員が別途契約により調達する警備員の配備が可能であること。

ロ 光熱費及び清掃等その他当該業務に必要な費用負担については別途協議する。

ハ 施設が申告相談会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ニ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

(1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、浦和税務署及び大宮税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等		規 格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場①	同一フロア内の部屋の合計面積が900㎡以上であり、かつ、そのうちの1室の面積が690㎡以上であること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から午後8時 （※1・3）	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン80台程度、プリンタ15台程度、コピー機5台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③パソコン80台程度については、インターネット接続に対応できること。 ④賃貸借期間内の指定する日（8日間）に清掃を行うこと。 ⑤会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されていること。
2	会場②	1室とし、面積が150㎡以上であること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から午後8時 （※1・3）	①暖房設備が整備されていること。
3	控え室	2室とし、各々の面積が30㎡程度確保できること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から午後8時	①暖房設備が整備されていること。 ②原則として、会場と同一の建物内とし、可能な限り隣接していること。
4	トイレ	会場に隣接したところに男女別のトイレを確保できること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から午後8時	①使用日には毎日清掃を行うこと。
5	駐輪場	会場に隣接したところに駐輪場（50台程度）を確保できること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から午後8時	

※1 不測の事態が生じた場合には、責任者からの申し出により使用時間の延長が可能であること。

※2 会場及び控え室の使用日は、賃貸借期間中の平日及び平日以外の指定する日1日間とする。

※3 会場及び控え室の使用日のうち、令和7年2月12日（水）～14日（金）は移設日であり、会場搬出入時の警備が確保できること。なお、警備に係る契約については、別途協議する。

※4 会場及び控え室は、使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分11）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における東松山税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出を行う多数の者の来場が見込まれる。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

（1）立地条件

東松山税務署又は東武東上線東松山駅から半径3km以内に所在すること。

（2）施設の条件

確定申告会場等で使用する施設は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積は別紙「仕様一覧表」のとおり。

ロ 確定申告会場内はバリアフリーであり、出入口が2か所以上確保されている。

ハ 災害等緊急時の避難口が会場付近にある。

ニ 盗難防止の観点から、確定申告会場が施錠可能である。

ホ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等、東松山税務署が用意する備品の設置が可能で、その搬入経路が確保されている。

ヘ 会場隣接地又は周辺に200台以上の駐車場が確保できる。

（3）設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

（4）備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意する。

イ 長机（W1800×D600×H700mm程度）：35台程度

ロ 椅子（背もたれ付）：60脚程度

（5）その他の条件等

イ 光熱水費及び清掃、その他当該業務に必要な経費については、受託者（貸主）の負担とすることとし、東松山税務署は通常の利用の中で生じた汚損等についての責めを負わない。

ロ 駐車場利用料については、無料とする。

ハ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、広報に同意し、施設及びその周辺に案内表示が可能である。

ニ 受託者（貸主）は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同

施行令第2条」に定めのある「建築物環境衛生管理基準」に従って、確定申告会場の維持管理を行う。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務に関して知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、東松山税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等		規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備等の条件
1	会場	会場は1室以上で面積が計200㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月12日(水)～令和7年3月18日(火) (「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。)	35日間	原則、午前9時から 午後9時30分	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン40台程度、プリンタ5台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③インターネットの接続が可能な環境であること(ワイヤレスLAN不可。) ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度(300ルクス以上)が確保できる照明設備が整備されていること。
2	控室	控室は1室以上で計110㎡以上であること。	令和7年2月12日(水)～令和7年3月18日(火) (「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。)	35日間	原則、午前9時から 午後9時30分	可能な限り会場に隣接していること。

【その他事項】

- ※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。
- ※2 会場の使用日のうち、令和7年2月12日(水)～令和7年2月14日(金)は備品等の搬入日とし、令和7年3月18日(火)は備品等の搬出日とする。
- ※3 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者(社)への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分 12）

2 目 的

確定申告期における越谷税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

3 確定申告会場の賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 確定申告会場の要件

（1）立地条件

越谷税務署又は東武スカイツリーライン越谷駅から半径5km以内に所在すること。

（2）施設の条件

イ 面積は、別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 賃貸借期間は、申告相談に必要な備品等を留め置くことから、施錠可能であること。

ハ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等越谷税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

ニ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ホ 会場出入口の前に、来場者の待機が可能なスペース等があること。

ヘ 警備会社によるセキュリティ体制が、終日（24時間）構築されていること。

ト 出入口は2か所以上とし、バリアフリーとなっていること。

チ 確定申告会場隣接地又は周辺に150台以上の駐車場及び100台以上の駐輪場が確保されていること。

（3）設備等の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

（4）備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意すること。

イ 長机（W1,800×D600×H700 mm程度）：20台程度

ロ 椅子（背もたれ付）：40脚程度

（5）その他の要件

イ 光熱費は会場借料に含める（通路及び会場外のフロアで光熱費が発生した場合についても同様とする。）。

ロ 清掃等その他当該業務に必要な費用負担については、別途協議する。

ハ 確定申告については、会場及び受付方法等を幅広く納税者に周知する必要があるため、賃貸借期間を通じて、各入口扉に確定申告に係る広報等の掲示を行うことや、館内における確定申告会場への案内表示等が可能であることを含め、その目的を理

解し、広報に対して可能な限り協力すること。

- ニ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「空気環境の調整」に関する基準に適合していること。
- ホ 受託者（貸主）は、賃貸借期間開始前であっても、賃貸借期間の会場運営等について、越谷税務署の職員が必要と認めた場合に、協議の機会を設けること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、越谷税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕 様 一 覧 表

会場等	規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備等の条件
1	会場 会場は1室以上で面積が計315㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合には、原則として、申告相談を行う階に停止するエレベーター設備があること。	令和7年2月7日(金)～令和7年3月19日(水) (「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。)	41日間	午前8時から午後8時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン60台程度、プリンタ10台程度の設置が可能な電源を確保できること。又は必要に応じて電源増設工事に対応できること。 ③設置するパソコンが利用可能なインターネット接続環境の構築に対応できること。 ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度(300ルクス以上)が確保できる照明設備が整備されていること。
2	控室 控室は1室以上で計30㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で1室以上、計30㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月7日(金)～令和7年3月19日(水) (「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を含む。)	41日間	午前8時から午後8時	①暖房設備が整備されていること。 ②一般来場者から分離された部屋であること。 ③飲食可能であること。 ④可能な限り会場に隣接していること。

【その他事項】

- ※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。
- ※2 会場の使用日の内、4日間は備品等の搬入及び搬出日とする。
- ※3 会場は、賃貸借期間中使用時間以外の時間に他者(社)への貸出しはしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分13）

2 目 的

令和6年分所得税等の確定申告期における新潟税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出をするため、不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

（1）立地条件

新潟税務署又はJR新潟駅から半径3km以内に所在すること。

（2）施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 確定申告会場への出入口は2ヵ所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ホ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等新潟税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能でその搬入経路が確保されていること。

ヘ 会場隣接地又は周辺に100台以上の駐車場が確保できること（駐車場使用料は、来場者負担とする。）。

（3）設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

（4）備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意すること。

イ 長机（W1800×D600×H700mm程度）：100台程度

ロ ホワイトボード

ハ 会議椅子：70脚程度

（5）その他の条件

イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。

ロ 光熱水費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。

ただし、パソコン及びプリンタ等の電気代については、別途協議する。

- ハ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に当該会場の案内表示が可能であること。
- ニ 確定申告会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、賃貸借期間中はもとより賃貸借期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、新潟税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等	規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場 会場は1室以上で面積が計550㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合はエレベーター設備があること。	令和7年2月10日(月)～令和7年3月18日(火)	37日間	午前9時から午後5時	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン70台程度、プリンタ10台程度、コピー機2台程度、シュレッダー1台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③パソコン70台程度については、インターネット接続に対応できること。 ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度(300ルクス以上)が確保できる照明設備が整備されていること。 ⑤無線ルーター等を使用することにより、Wi-Fiによるモバイルデータ通信が可能な環境にあること。
2	控室① 控室は2室以上で面積が計18㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で2室以上、計18㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月10日(月)～令和7年3月18日(火)	37日間	午前9時から午後5時	可能な限り会場に隣接していること。
3	控室② 控室は2室以上で面積が計100㎡以上であること。	令和7年2月10日(月)	1日間	午前9時から午後5時	可能な限り会場に隣接していること。

- 1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。
- 2 会場の使用日は、賃貸借期間中の平日及び平日以外の指定する1日間とする。
- 3 会場の使用日のうち、初日は設営日であり、最終日は撤去日である。
- 4 会場及び控室は、使用時間以外の時間に他者(社)への貸出しをしないこと。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分 14）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における三条税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成・提出をするため、不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

三条税務署又はJR三条駅から半径5km以内に所在すること。

(2) 施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積は別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 確定申告会場への出入口は2か所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、エレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ホ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等、三条税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能で、その搬入経路が確保されていること。

ヘ 申告会場隣接地又は周辺に100台以上の駐車場が確保できること。

(3) 設備の条件

別紙「仕様一覧表」のとおりとする。

(4) 備品等

次に掲げる備品については、受託者（貸主）が用意すること。

イ 長机（W1,800×D600×H700mm程度）：40台程度

ロ 椅子（背もたれ付）：90脚程度

ハ 音響用設備・器具（ワイヤレスマイク・スピーカー）：一式

ニ ホワイトボード：2台程度

(5) その他の条件等

イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。

ロ 光熱水費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の負担とすること。

ハ 駐車場利用料については、無料とすること。

ニ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ホ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場

環境を保持するよう努めること。

5 その他

- (1) 受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、三条税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等		規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1	会場	会場は1室以上で面積が計220㎡以上であること。 なお、会場が2階以上の場合エレベーター設備があること。	令和7年2月12日(水)～令和7年3月18日(火)	35日間	午前8時30分から 午後9時30分	①暖房設備が整備されていること。 ②パソコン20台程度、プリンタ5台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③インターネット接続に対応できる光回線を1回線以上確保できること。 ④会場内は、一般的な筆記等を行うための照度(300ルクス以上)が確保できる照明設備が整備されていること。
2	控室	控室は2室以上で面積が計40㎡以上であること。 控室の設置がない場合、会場内に間仕切り等で2室以上、計40㎡以上のスペースの確保が可能であること。	令和7年2月12日(水)～令和7年3月18日(火)	35日間	午前8時30分から 午後9時30分	可能な限り会場に隣接していること。

- ※1 不測の事態が生じた場合には、双方で協議し使用時間の延長が可能であること。
 2 会場及び控室は、使用時間以外の時間に他者(社)への貸出しをしないこと。
 3 令和7年3月18日(火)の使用時間については、会場及び控室ともに午前8時30分から午後5時までとする。

仕 様 書

1 件 名

令和6年分所得税等の確定申告期における署外確定申告会場の賃貸借業務（区分15）

2 目 的

令和6年分所得税、消費税及び贈与税の確定申告期における長野税務署の確定申告会場として使用することを目的とする。

なお、当該会場には、申告相談及び確定申告書等の作成、提出等をするため、不特定多数の者が来場する予定である。

3 賃貸借期間等

別紙1「仕様一覧表」のとおりとする。

4 会場の要件

(1) 立地条件

イ 長野税務署又はJR長野駅から半径3km以内に所在すること。

ロ 施設付近に近隣駅へのバス停があること。

(2) 施設の条件

確定申告会場等で使用する部屋は、以下の条件を満たすものであること。

イ 確定申告会場等の面積については、別紙1「仕様一覧表」のとおりとする。

ロ 確定申告会場への出入口は2ヵ所以上とし、確定申告会場はバリアフリー（スロープ、申告相談を行う階に停止するエレベータ設置等）となっていること。

ハ 災害等の緊急時における非常避難口が会場付近に設置されていること。

ニ 盗難防止の観点から、施錠可能な部屋であること。

ホ パソコン及びプリンタ、ラック、パーテーション、机並びに椅子等、長野税務署が用意する備品の搬入及び設置が可能で、その搬入経路が確保されていること。

ヘ 確定申告会場への来場者とその他の用務での来場者が分離できる施設の構造となっていること。

ト 別紙1「仕様一覧表」に掲げる会場等のほか、確定申告に係る用紙等の保管スペース(40㎡以上)を有し、契約期間中貸出できること。

(3) 設備の条件

別紙1「仕様一覧表」のとおりとする。

使用電力詳細については、別紙2「電力消費量（令和6年度）」のとおり。

(4) 備品等

ホワイトボード1台については、受託者（貸主）が用意すること。

(5) その他の条件等

イ 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は受託者（貸主）が行うこと。

ロ 光熱水費及び清掃等その他当該業務に必要な費用については、受託者（貸主）の

負担とすること。

ハ 駐車場利用料については、無料とすること。

ニ 施設が確定申告会場である旨広く納税者に周知するため、その広報に同意し、施設に会場の案内表示が可能であること。

ホ 会場内は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同施行令第2条」において定められている「建築物環境衛生管理基準」を準用し、良好な職場環境を保持するよう努めること。

ヘ 降雪量が5 cm 以上の場合、受託者（貸主）負担で除雪作業を行うこと。

ト 駐車場の警備について、長野税務署が別途契約により調達する警備員の配備が可能であること。

チ 上記（3）電源設備は受託者（貸主）において確保すること。ただし、契約締結後に生じた事情の変更等により電力消費量が増加し、別途電源設備が必要となる場合は、長野税務署の費用負担で受託者（貸主）の許可する業者により、電源工事を行うものとする。

5 その他

（1）受託者（貸主）は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。

（2）この仕様書に定めのない事項については、長野税務署の職員と協議して決定するものとする。

仕様一覧表

会場等	規格	賃貸借期間	賃貸借日数	使用時間	設備の条件
1 会場	会場は1室で面積が280㎡以上であること。 会場に隣接する200㎡以上のスペースがあること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から 午後5時30分	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内には、パソコン33台程度、プリンタ11台程度及び各室にコピー機1台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されているか、照度確保のために長野税務署が持ち込んだ照明設備が使用できる電源を確保できること。 ④パソコン33台程度についてはインターネットの接続が可能な環境であること（ワイヤレスLAN不可）。 ⑤会場1室で②及び④の条件が確保できること。
2 控室	控室は1室以上で面積が170㎡以上であること。 2室以上となる場合は、1室は160㎡以上であることとし、他に救護室及び授乳室として10㎡程度のスペースが確保できること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から 午後5時30分	①暖房設備が整備されていること。 ②控室内には、コピー機1台程度の設置が可能な電源を確保できること。 ③会場内には、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されているか、又は、照度確保のために長野税務署が持ち込んだ照明設備が使用できる電源を確保できること。 ④控室には55席以上の机、イスが備えられていること。 ⑤救護室及び授乳室は、簡易ベッド等の設置が可能であること。 ⑥救護室及び授乳室は、可能な限り会場に隣接していること。
3 受付 用紙コーナー	会場は面積が計80㎡以上であること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から 午後5時30分	①暖房設備が整備されていること。 ②会場内は、一般的な筆記等を行うための照度（300ルクス以上）が確保できる照明設備が整備されているか、又は、照度確保のために長野税務署が持ち込んだ照明設備の使用できる電源を確保できること。 ③施錠の有無は問わない。 ④施設の入口等の場合は、仕様書4（2）へについては厳格には求めず、共用スペースも可能とする。
4 駐車場	会場隣接地又は周辺に150台以上の駐車場が確保できること。	令和7年2月12日（水）～令和7年3月18日（火）	35日間	午前8時から 午後5時30分	

※1 不測の事態が生じた場合には、責任者からの申出により使用時間の延長が可能であること。なお、午前8時から午前9時については準備時間として使用する。

※2 会場等の使用日は、賃貸借期間中の平日及び平日以外の指定する1日とする。

※3 会場等の使用日のうち、令和7年2月12日（水）、令和7年2月13日（木）、令和7年2月14日（金）及び令和7年3月18日（火）は、移設・準備日である。
なお、移設・準備日については午前8時30分から午後5時までの使用とする。

※4 会場及び控室は、使用時間以外の時間に他者（社）への貸出しをしないこと。

